

平成22年第9回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成22年12月17日（金曜日）

議事日程（第6号）

平成22年12月17日（金）午後2時00分開議

第1（総務文教常任委員会付託案件）

議案第179号から議案第182号、議案第193号、議案第199号から議案第203号、議案第211号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第194号から議案第196号、議案第204号、議案第205号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第183号から議案第192号、議案第197号、議案第198号、議案第206号から議案第208号

（決算審査特別委員会付託案件）

継続審査中の議案第157号から継続審査中の議案第160号

第2 議案第209号

第3 議案第210号

第4 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	白杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	猪股文彦君
19番	川上龍一君	20番	本間千佳子君
21番	金子克己君	22番	根岸勇雄君
23番	近藤和義君	24番	祝優雄君
25番	竹内道廣君	26番	加賀博昭君

27番 佐藤 孝 君

28番 金 光 英 晴 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 野 宏 一 郎 君	副 市 長	甲 斐 元 也 君
教 育 長	臼 杵 國 男 君	総合政策監	齋 藤 元 彦 君
会計管理者	本 間 佳 子 君	総務課長	山 田 富 巳 夫 君
総合政策課長	小 林 泰 英 君	行政改革長	中 川 和 明 君
島づくり推進課長	金 子 優 君	世界遺産推進課長	北 村 亮 君
財務課長	伊 貝 秀 一 君	地域振興課長	計 良 孝 晴 君
交通政策課長	佐々木 正 雄 君	市民生活課長	佐 藤 弘 之 君
税務課長	田 川 和 信 君	環境対策課長	児 玉 龍 司 君
社会福祉課長	新 井 一 仁 君	高齢福祉課長	佐 藤 一 郎 君
農林水産課長	金 子 晴 夫 君	観光商工課長	伊 藤 俊 之 君
建設課長	渡 邊 正 人 君	上下水道課長	和 倉 永 久 君
学校教員課長	山 本 充 彦 君	両津病院院長	塚 本 寿 一 君
選挙管理委員会事務局長	藤 井 雄 一 君	代監査委員	清 水 一 次 君
監査委員局長	児 玉 功 君	農業委員会事務局長	島 川 昭 君
消 防 長	金 子 浩 三 君		

事務局職員出席者

事務局 局長	池 昌 映 君	事務局次長	歌 重 一 君
議事調査係	中 川 雅 史 君	議事調査係	太 田 一 人 君

午後 2時00分 開議

○議長（金光英晴君） ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第179号から議案第182号、議案第193号、議案第199号から議案第203号、議案第211号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第194号から議案第196号、議案第204号、議案第205号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第183号から議案第192号、議案第197号、議案第198号、議案第206号から議案第208号

（決算審査特別委員会付託案件）

継続審査中の議案第157号から継続審査中の議案第160号

○議長（金光英晴君） 日程第1、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小杉邦男君。

〔総務文教常任委員長 小杉邦男君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第179号 佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、職員定数を見直し、実数との整合性を図るため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第180号 佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について。本案は、過疎地域自立促進特別措置法に規定する対象事業に基金造成を含むソフト事業が追加されたことに伴い、新たに特定目的基金を設置するため、条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第181号 佐渡市相川ふれあい集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、相川ふれあい集会所を廃止し、地元認可地縁団体に譲渡することから、本条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第182号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る手数料の額が引き下げられたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第193号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）、議案第199号 公の

施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）。以上２議案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定するため、地方自治法の規定によりそれぞれ議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第200号 佐渡市陸上競技場建設（土木）工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市陸上競技場建設（土木）工事請負契約について、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第201号 財産の無償譲渡について（相川ふれあい集会所）。本案は、相川ふれあい集会所を地元認可地縁団体へ譲渡するため、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第202号 佐渡市過疎地域自立促進計画の策定について。本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、同法の有効期限が平成27年度まで延長されたことに伴い、引き続き平成22年度から平成27年度までの佐渡市過疎地域自立促進計画を定めることについて、過疎地域自立促進特別措置法第６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第203号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第７号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ９億7,073万7,000円を追加し、予算総額を468億7,119万8,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では地方交付税及び市債などの増額、歳出では子宮頸がん等の予防接種事業に4,176万5,000円、南部地区中学校統合改築事業に１億6,665万円、総合体育館建設のための基本設計経費に3,953万3,000円、スポーツ振興財団設立経費に327万5,000円等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

（市民厚生常任委員会）

議案第211号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第８号）について。本予算案は、子供のインフルエンザ予防接種費用の助成のため、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,428万円を追加し、予算総額を468億8,547万8,000円と定めるものであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。本予算案は、小学生までの子供に対する２回目のインフルエンザワクチン接種に要する費用を無料化するものであるが、本案に先立つ議案第203号、一般会計補正予算（第７号）において既に予防接種事業の拡充を図っているにもかかわらず、急遽追加提案された異例の補正予算である。当委員会の審査においては、当該補助金に関する市の要綱が未整備であり、市が医療機関に対する周知を怠っていることも明らかになっており、総じて本案の追加提案は極めて拙速であり、十分検討が尽くされていないものと断ずる。また、当該補助金の支援内容は他に比して不十分であり、対象範囲を中学生まで拡大し、実費徴収の額は接種回数にかかわらず1,050円（65歳以上並み）に統一すべきなど、さらなる支援拡充を求める強い意見があったが、これに対し執行部からは、予防接種事業の制度設計上、新年度予算の編成において当委員会の意見は十分検討する旨の説明があった。よって、さらなる子供の感染予防対策と保護者の経費負

担軽減を図るため、新年度予算の編成において当該補助金の助成対象及び交付額の拡充等について、積極的に検討されるよう申し入れる。

以上であります。

○議長（金光英晴君） これより質疑に入ります。

議案第211号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について質疑の通告がありますので、加賀博昭君の発言を許します。

加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） 通告書に具体的に通告をしてありますので、既に準備はできておると思いますが、改めて質問をいたします。

意見について、①、補正予算の「既に予防接種事業の拡充を図っているにも関わらず、」とあるが、インフルエンザが入っているのが1つ。2、「追加提案は極めて拙速であり十分検討が尽くされていないものと断ずる。」とある。断ずるほどのものなら、なぜ否決せぬのだと、こういう質問であります。

そこで、改めて申し上げますが、異例の補正予算でありますと、そのとおりであると私も思っております。私の一般質問で12歳児以下の子供が2回注射を打つ必要があり、その費用が2,550円、これ一般より余計にかかるということを指摘をいたしました。市長はそれを受けて予算措置をしたものであるとすれば、言われてやらなければならなかった残念至極の異例措置だと思うのです。そこで、市民厚生常任委員会は全部で9人委員がおりますが、そのうち根岸、廣瀬、中川直美、松本、小田、田中、金田の7人が一般質問をいたしておりますが、だれ一人として所管事項であるこの問題に触れた者はおりません。その意味では、所管委員の中からこの子らのために効果的な指摘がなかったのはまことに残念であり、それで出てきた予算は、残念ですが、異例と言え異例かなと私は思うのです。

次に、2つ目の質問ですが、大事なことです。追加提案は極めて拙速であり、十分検討が尽くされていないものと断ずると言っております。これは、追加提案は極めてぎりぎりだが妥当である。インフルエンザというのは、つまりインフルエンザの菌を弱体化させて一たん体に植えつけるわけであります。したがって、これが効果あらしめるには3週間はかかると言われております。だから、早くに打たなければ効果がないというのが医療機関が指摘しておるところでございます。したがって、遅きに失したけれども、しかしぎりぎりの点で間に合ったということでは、拙速ではなくて、まあぎりぎりだが、間に合ったなと、こういう。十分な検討が尽くされていないと断ずると言うけれども、検討はそう十分な検討は要らぬので、急いでやらなければならぬというのが当たり前のことであります。市民は聞いておるのですね。

そこで、委員会の指摘に極めて不備な点がございます。こう言っておりますよ、委員会は。「当委員会の審査においては、当該補助金に関する市の要綱が未整備であり、市が医療機関に対する周知を怠っていることも明らかになって」おると言いますが、要綱はできておりますよ。予算が通るか通らぬかわからぬのに、要綱つくったってどうにもならぬでしょう。私はきょう確認しました。昨日市民厚生常任委員会が委員会審査ではあるが、この予算を異論なく認めた、これを受けてきょう午前中にこの要綱案が市長のところへ出ておるわけです。決裁は済んでおります。だから、何にも問題はございません。市が医療機関に対する周知を怠っていることも明らかになっておるとありますが、そんなことはございません。きょう予算が通れば、あした要綱をもって周知することができます。その限りでは何ら手落ちはないのです。

にもかかわらず、本案の追加提案は極めて拙速であり、十分検討が尽くされていないものと断ずると。私は、逆にこんな委員会の意見はまことに不見識であると断ずるところでございます。

そこで、委員長に聞きますが、今私の指摘したことに矛盾はございますか。わかりやすく言うと、予算が通る前に要綱ができていなければならない、予算が通る前に医療機関に要綱の徹底を図らなければならない、そういうことがどうして論理的に言えるのですか。まず、この2つについてお尋ねをいたします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、金田淳一君。

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） それでは、議案第211号は総務文教委員会に付託された議案ですが、市民厚生委員会で予備審査を行いましたので、私からお答えさせていただきます。

まず、本案に関する説明を若干させていただきたいと思います。本案は、任意で行われているインフルエンザの予防接種を受ける子供たちに対して、その経費を支援する予算であります。小学生以下の子供は2回の接種が必要ですが、1回目は3,600円、2回目は2,550円の負担が必要です。65歳以上の高齢者は1回のみ接種でよいのですが、公費からの支援により1,050円の負担となっております。今回の提案は、小学生以下を対象にその2回目の負担をゼロにする予算案であります。なお、このワクチンは従来の季節性のウイルスと昨年流行した新型と言われているウイルスの両方に対応したワクチンです。

それでは、最初の質問にお答えします。定例会初日、12月2日に提案された議案第203号、一般会計補正予算（第7号）の4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の中に予防接種事業の予算4,176万5,000円が計上されています。これは、子宮頸がん、肺炎球菌、ヒブ及び三種混合ワクチン予防接種の医療機関に支払う委託料と既に自費で接種を終えた方への償還払いに対応する予算であります。通常インフルエンザと言われている季節性及び新型インフルエンザワクチンの接種に係る支援の予算は、入っておりません。しかし、そのワクチンへの支援が必要と認められるものであれば、補正予算（第7号）の予算案作成の段階で提案できるはずのものが、その爆発的な流行の予兆もない状態でありながら、会期中の12月9日に突然補正予算案（第8号）として追加提案されたことについて委員会は、「既に予防接種事業の拡充を図っている」と表現をしたものであります。

次のなぜ否決しなかったかということですが、委員会の審査の中で否決すべしとの意見もございました。しかしながら、保護者の負担軽減にある程度つながることと、また既に新聞で報道されていることもあり、否決によって保護者や医療機関の皆様多大なご迷惑をおかけするのは避けるべきとの判断から了承した次第であります。

それから、要綱の未整備ですが、我々が審査をした時点では要綱がまだできていない、あるいは医療機関にも十分に徹底されていないということは執行部からの聞き取りで、その委員会の中で聞き取りを行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） 私の質問に答えていない。要綱が予算が通る前に要綱をつくって、医療機関に徹底するということはできません。なぜならば、予算がないのに要綱をつくって、こういうことになりますよと

いうことを医療機関に徹底するということとはできないというのは、これは自明の理であります。それを私が言うておるのです。ところが、あんたたちの指摘ではこうなっておるのですよ。「当該補助金に関する市の要綱が未整備であり、」、これは未整備ではありません。準備はされていますが、決裁がされていないというだけです。

次に、予算が通らないのにどうして医療機関に周知することができますか。できませんよ、ただで2回目打つという話ですから。だから、そういう間違っただけのことを指摘しておいて、その次が悪いのです。「本案」と打たなければいいものを「本案」と打ったのです。本案といえば8号に決まっておるのではないですか。「本案の追加提案は極めて拙速であり十分検討が尽くされていないものと断ずる。」と、こうなっておるのですよ。五十歩、百歩譲って言わせてもらえば、この追加提案はもっと早くから吟味しておいていただければこの時期に出さなくともよかったと指摘するとか、こういうことでおさまらなければならぬことではないのかと。それを大見え切って、断ずるなどというこの表現自体が不適切であると思います。しかし、大もとにおいてこれを否決したら住民から非難が出るだろうということでこれを通したと、こういうことになっておるのですよ、あんたの説明では。

そこで、聞きたい。私が最終日に傍聴したところ、市長が来ておった。そこで私が後刻調べた。その場所でも言いましたよね。何で市長がここにおるのだ、市長要請をするからには手続は議長に申し出て市長の出席要請をしなければならないのだが、委員長はやったのかと言ったら、やっていないということだった。それで、これも後で調べたことですが、委員長から市長のところへ電話をやったというのでしょうか。そういうことは、そもそも議会の手続ルールとしては間違いです。そんなこともわからぬようでは、委員長はまず反省をしてもらわなければなりません。しかし、これは私の指摘ですから、それにもし私の指摘にうそがあるなら違いますと、議長に連絡をとって、そしてやりましたというならそうお答えください。そうでないと、あんたの名誉にかかわるよ。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） この議案の審査の中で、当委員会は報告書にもありますように、さらに支援の拡大ができないかということで執行部とやりとりを行いました。その中で、課長との説明の中でなかなか不十分なところがありました。そんなことがあり、最終的に市長と連絡をとり合うというふうな状況がありました。そんな中で、市長から連絡があり、私がちょうど電話がつながらないところにいたものですから連絡がとれなくて、私から連絡したときに市長が出られて、そしてそのときにおいでになるということが向こうから申し出があったというふうに確認いただきたいと思います。

それから、市長と議長は委員会室に来られる前に事前に議長室で話をされておりまして、議長の許可をなくして委員会に来られたということではないというふうに判断しております。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） 私の指摘が間違いではないということ言うておるから、これ以上深追いはいしなくても、今後こういうことがあるときはきちっとその手続を踏みなさい。

それから、この委員会には副議長がおったはずである。いやしくもこの議会を束ねる議長、副議長がお

るということは、それだけの重みと見識がなければならぬ。これは一般的な指摘ではあるけれども、今回の問題と関連をして私は重要な指摘として申し上げておる。私の指摘に間違いやその他があるのであれば、反論しなさい。それから、特に答弁をせいと言いませんが、重要な指摘をしておきます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、金田淳一君。

〔市民厚生常任委員長 金田淳一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第194号 公の施設に係る指定管理者の指定について（心身障がい者福祉センター）。本案は、心身障がい者福祉センターの指定管理者に特定非営利活動法人佐渡・島福祉サポート21を指定し、平成23年1月1日から平成26年3月31日までの間、指定管理料をゼロ円として当該施設の管理運営を行わせるものがあります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第195号 公の施設に係る指定管理者の指定について（精神障がい者福祉センター）。本案は、精神障がい者福祉センターの指定管理者に社会福祉法人とき福祉会を指定し、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、指定管理料をゼロ円として当該施設の管理運営を行わせるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第196号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）。本案は、さわたコミュニティセンタービューさわた及び佐和田大佐渡交流活性化センターの指定管理者に社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会を指定し、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、指定管理料の総額を上限4,710万円として当該施設の管理運営を行わせるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第204号 平成22年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、国保被保険者マスター改修委託料の増額と被用者保険資格の過年度遡及適用者分の増加による還付のため、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ148万8,000円を追加し、予算総額を70億2,731万3,000円と定めるものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第205号 平成22年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、介護給付費の増加に伴い保険給付費を追加するなどのため、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億4,308万

8,000円を追加し、予算総額を71億2,743万1,000円と定めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、大桃一浩君。

〔産業建設常任委員長 大桃一浩君登壇〕

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第183号 字の変更について（加茂新田地区）。本案は、新潟県が土地改良事業により施行した県営経営体育成基盤整備事業の工事が完了したので、地方自治法の規定により字の区域の変更について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第184号 字の変更について（両津南部地区）。本案は、新潟県が土地改良事業により施行した県営中山間地域総合整備事業の工事が完了したので、地方自治法第の規定により字の区域の変更について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第185号 新たに生じた土地の確認について（沢根五十里地内）、議案第186号 字の変更について（沢根五十里地内）。以上2議案は、沢根漁港内において漁港改修事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣功許可を得たので、地方自治法の規定により新たに生じた土地の確認並びに字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第187号 新たに生じた土地の確認について（片野尾地内）、議案第188号 字の変更について（片野尾地内）。以上2議案は、水津漁港（片野尾地区）において、地域水産物供給基盤整備事業及び佐渡市単独用地造成事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣功許可を得たので、地方自治法の規定により新たに生じた土地の確認並びに字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第189号 新たに生じた土地の確認について（江積地内）、議案第190号 字の変更について（江積地内）。以上2議案は、江積地内において漁業集落環境整備事業により施行した漁業集落環境整備施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣功認可を得たので、地方自治法の規定により新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第191号 新たに生じた土地の確認について（岩首地内）、議案第192号 字の変更について（岩首地内）。以上2議案は、豊岡漁港（岩首地区）において地域水産物供給基盤整備事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣功認可を得たので、地方自治法の規定により新たに生じた土地の確認並びに字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第197号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）。本案は、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき選定した新潟県佐渡海洋深層水株式会社を指定管理者として指定するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

意見。当該施設については、この指定管理期間中に補助金適正化法との関連を早急に精査し、本事業からの撤退を検討すべきである。なお、事業を継続する場合においても、自発的運営を促すために指定管理料の引き下げを順次行うべきである。

議案第198号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）。本案は、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき選定した財団法人赤泊振興公社を指定管理者として指定するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

意見。当該施設については、補助金適正化法との関連を精査し、既に民間譲渡された温泉施設と同様に速やかに民間譲渡を検討すべきである。

議案第206号 平成22年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,901万5,000円を追加し、予算総額を18億3,724万4,000円とするものであります。補正予算の主な内容は、歳入では市債を増額し、歳出では建設改良費を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第207号 平成22年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,742万円を追加し、予算総額を37億731万3,000円とするものであります。補正予算の主な内容は、歳入では下水道事業費補助金、繰越金及び下水道事業債等を増額、一般会計繰入金等を減額し、歳出では下水道建設費等を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第208号 平成22年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、資本的収支について既決の収入予定額を3,600万円増額し、総額を12億2,184万4,000円に、既決の支出予定額を4,192万円増額し、総額を16億4,546万7,000円とするものであります。補正予算の主な内容は、緊急性のある建設改良費を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第12号 TPPの参加に反対する請願について。本請願は、政府がTPP交渉への参加を検討していることについて、重要な農産物の関税が例外なしに撤廃されれば日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、国民の多数が願っている食料自給率の向上に逆行することは明らかであることから、TPPに参加しないよう関係機関に意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択す

べきものとして決定しました。

請願第13号 T P P交渉参加反対に関する請願について。本請願は、政府がT P P交渉参加を前提として協議を進めていることについて、我が国は既に世界で最も開かれた農産物純輸入国であり、食料自給率は著しく低下しており、関税の完全撤廃を目指すT P Pを締結すれば日本の農業は壊滅的打撃を受けることは必至であることから、T P P交渉への参加は行わないよう関係機関に意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定いたしました。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

まず、議案第197号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件のうち、議案第198号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件のうち、議案第197号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）及び議案第198号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）を除く案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、廣瀬擁君。

〔決算審査特別委員長 廣瀬 擁君登壇〕

○決算審査特別委員長（廣瀬 擁君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

継続審査中の議案第157号 平成21年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、一般会計及び15の特別会計決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、一般会計、歳入総額514億7,451万4,896円、歳出総額499億488万3,644円、歳入歳出差引額15億6,963万1,252円。2、国民健康保険特別会計、歳入総額74億5,753万9,789円、歳出総額72億1,450万8,771円、歳入歳出差引額2億4,303万1,018円。3、老人保健特別会計、歳入総額6,391万7,615円、歳出総額5,669万8,618円、歳入歳出差引額721万8,997円。4、後期高齢者医療特別会計、歳入総額7億1,013万3,587円、歳出総額6億9,495万6,034円、歳入歳出差引額1,517万7,553円。5、介護保険特別会計、歳入総額69億1,366万7,302円、歳出総額68億1,268万3,010円、歳入歳出差引額1億98万4,292円。6、簡易水道特別会計、歳入総額17億5,977万8,463円、歳出総額16億1,878万5,125円、歳入歳出差引額1億4,099万3,338円。7、下水道特別会計、歳入総額48億1,493万4,443円、歳出総額46億8,024万365円、歳入歳出差引額1億3,469万4,078円。8、土地取得特別会計、歳入総額194万3,303円、歳出総額194万3,303円、歳入歳出差引額ゼロ円。9、ケーブルテレビ特別会計、歳入総額2億3,766万5,765円、歳出総額2億2,680万4,791円、歳入歳出差引額1,086万974円。10、歌代の里特別会計、歳入総額4億5,544万986円、歳出総額4億5,176万5,906円、歳入歳出差引額367万5,080円。11、すこやか両津特別会計、歳入総額5億8,944万1,978円、歳出総額5億6,363万4,620円、歳入歳出差引額2,580万7,358円。12、五十里財産区特別会計、歳入総額43万985円、歳出総額41万5,834円、歳入歳出差引額1万5,151円。13、二宮財産区特別会計、歳入総額1,787万4,775円、歳出総額1,774万666円、歳入歳出差引額13万4,109円。14、新畑野財産区特別会計、歳入総額1,026万2,055円、歳出総額988万5,292円、歳入歳出差引額37万6,763円。15、真野財産区特別会計、歳入総額323万965円、歳出総額262万2,767円、歳入歳出差引額60万8,198円。16、空港用地取得補償特別会計、歳入総額15億9,204万1,000円、歳出総額ゼロ円、歳入歳出差引額15億9,204万1,000円。審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものとして決定しました。なお、審査において付した意見は次のとおりです。

意見。佐渡観光活性化プロジェクト事業について。この事業については、予算認定前に事業が開始されただけでなく、事業に対する補助金交付要綱が途中で変更される等、事業の企画、立案、予算、決算に至るプロセス全般にわたって不適切と判断する。具体的には、補助事業の執行において事業完了後に交付申請が行われている。原則的には、補助事業実施に当たっては円滑な事業実施のため、事業着手前に事業実施申請を受け、事業内容、費用、効果等を精査の上、採択決定を行うべきものと思料するので、規則等の改正も含め補助金交付事務の改善を検討すること。陸上競技場整備事業について。体育施設費の委託料に多額の不用額が生じているが、これは予算執行手続が適正ではなかったため契約解除を余儀なくされたものである。今後このような事態が起こらないよう再発防止対策を講じること。

継続審査中の議案第158号 平成21年度佐渡市小倉財産区及び寺田財産区決算の認定について。本案は、平成21年度佐渡市小倉財産区及び寺田財産区決算について、財産区が消滅したため、地方自治法施行令第5条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第159号 平成21年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、病院事業の公営企業会計決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、収益的収入及び支出、収入決算額22億4,708万1,932円、支出決算額22億8,464万8,567円。2、資本的収入及び支出、収入決算額9億8,092万2,000円、支出決算額2億7,331万1,620円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第160号 平成21年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、水道事業の公営企業会計決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、収益的収入及び支出、収入決算額11億1,398万8,220円、支出決算額10億6,341万2,061円。2、資本的収入及び支出、収入決算額8億9,280万2,174円、支出決算額14億156万8,752円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金光英晴君） これより質疑に入ります。

継続審査中の議案第157号 平成21年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑の通告がありますので、近藤和義君の発言を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 議案第157号、一般会計、障害福祉費、障害用具給付費中、身体障がい者補装具給付扶助費の不正交付はなかったかを廣瀬擁決算審査特別委員長に聞きます。

報道によると、この事件は障がい者用機器の補助金を佐渡市が新潟りオンメディカル佐渡営業所に不正受給されていたものであります。佐渡市と同社との取引は計118件であり、そのうち90件に不正があり、その多くが申請されたファクスなどの商品が市民に納入されてはいません。実際は補聴器を販売したのに、それよりも高価な聴覚障がい者用ファクスを販売したとうその申請をし、補助金を水増ししていたという極めて悪質な詐欺事件であります。この補助金は障害者自立支援法に基づくもので、原則として事業費の90%を国が2分の1、県と市が4分の1を交付するものであります。資料によると、平成18年度から平成21年度の4年間で全補助金交付額735万円のうちその74%、546万円が不正交付されており、本年6月18日までに業者から佐渡市へ全額返還されています。本当にこのような不正交付がなされていたのか。このことに対する決算審査の状況とその結果を委員長に聞きます。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

廣瀬決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（廣瀬 擁君） それでは、近藤和義議員の質問にお答えさせていただきます。

身体障がい者補装具給付扶助費の不正交付はなかったかということでございますが、障害者自立支援法の日常生活用具に係る公金の不正受給についてお答えをさせていただきます。これは、平成22年10月28日の決算審査特別委員会の社会福祉課の審査において、この件については過去の経過を踏まえ説明を受けました。当委員会では、3月定例会の市民厚生常任委員会及び6月4日の議員全員協議会でも説明があったとおり、当該扶助費の支給事務に瑕疵はなかったと理解しております。返還金は、額の確定が平成22年度にずれ込んだために平成22年度に過年度収入として整理執行されたとの説明があり、委員会ではそれを了といたしました。

なお、参考までに平成21年度の不正受給について公費の返還を求めると判断したものは11件、55万4,000円でありましたことを報告いたします。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） これは前代未聞の補助金の不正交付であって、社会福祉課のチェックミスが起因した行政の重大な過失です。この事件は、昨年12月22日にリオンから佐渡市に佐渡営業所で不適切なケースがあるとの報告があって、それで発覚したものであります。その後、委員長の今の答弁にもありましたが、2月26日の新聞、3月の月刊誌、6月5日の新聞紙上等で広く報道されて、3月の常任委員会と6月の全協等にも報告をされています。決算審査特別委員会は、その後の9月17日から開催されていますので、当然最も注目すべき決算審査事項であるはずであります。しかし、議事録によると審査期間中、1委員から一言の質疑しかされてはいません。なぜ厳しい審査を実施をしなかったのか、委員長に答弁をいただきたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

廣瀬決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（廣瀬 擁君） ご指摘のとおり事実でございます。何分ふなれな委員長でございましたので、大変審査が不行き届きの点はあったかと思いますが、既に返還対象がされておりますので、それは了とさせていただきます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 3回目の質問ですが、社会福祉課の資料によりますと、決算審査当該年度の平成21年度にこの事件が発覚をして、同年度内において全交付額の83.6%、11件、49万8,600円が不正交付されており、21年度中には1件分の4万8,600円しか返戻されておらず、年度内返還が原則とすれば適正とは言えません。リオンは全国展開をしている上場会社と報じられていますが、このような事件は全国で唯一佐渡市だけに発生しており、年間を通して一度も現物確認さえ実施をしなかったという、まさに佐渡市のチェック体制の不備に起因しており、当然この決算は不認定とすべきとの考え方もあると思います。これを認定した理由と今後の再発防止策等を強く執行部に申し入れるべきですが、一言の意見も付されておらず、改善見直しの検討、添付資料にあります、その中にも全く入っておりません。この理由を伺いたい。この2点を委員長に答弁をしていただきたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

廣瀬決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（廣瀬 擁君） 既に22年度において過年度収入で処理されているという報告を受けましたので、それで了とさせていただきます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、これより決算審査特別委員会に付託した案件のうち継続審査中の議案第

157号 平成21年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、決算審査特別委員会に付託した案件のうち継続審査中の議案第157号 平成21年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてを除く案件について採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第2 議案第209号

○議長（金光英晴君） 日程第2、議案第209号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、人権擁護委員候補者の推薦についてご提案をいたします。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、白川彰三氏の任期が平成22年12月31日をもって満了となり、後任に佐渡市上矢馳634番地第1、隅田光夫氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第209号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第210号

○議長（金光英晴君） 日程第3、議案第210号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第210号を説明します。

人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、舟崎清一郎氏の任期が平成23年3月31日をもって満了となりますが、引き続き舟崎氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第210号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（金光英晴君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から佐渡市議会会議規則第103条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（金光英晴君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議長のお許しを得て、定例会の閉会に際しましてのごあいさつを申し上げます。

平成22年第9回の市議会定例会の閉会に際しましてのごあいさつでございますが、今定例会に提案しました各種重要案件につきましては、慎重なご審議の上、議決をいただきました。厚く御礼を申し上げます。議員の皆様からは、農業、観光、産業振興策、社会福祉政策、社会教育、学校教育等々で多くのご意見、ご提言をいただきました。これらの意見、提言をしっかりと受けとめて、市の将来像を見据えながら新市将来ビジョンに沿って、行政改革と成長力強化の戦略を着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

さて、平成22年は記録的な猛暑による農産物被害、あるいはお盆に起きました佐渡汽船のフェリーの故

障等によりまして交通網が大混乱をいたしました。海上交通だけに頼る佐渡の交通の脆弱さを実感いたし、今後とも同時に航空路の確立、そして飛行場の改築、延長等を並行して進め、安全な島づくりを痛感したところでもございます。同時に、環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるＴＰＰの問題も急遽浮上いたしまして、この問題については極めて深刻な佐渡経済への問題提起に対して大きな疑念、そして反対の意を表明させてもいただきました。

一方、一昨日は春の選抜高校野球が北信越の推薦を得て21世紀枠ということで、全国に9校の中に入りました。来年春には、1月には全国の中で3つの候補、21世紀枠の中に入ることが極めて期待されているところでもございます。佐渡高校の選手の皆さんや関係者の皆さんは、離島の大きなハンディを乗り越えてここまで頑張られたことについて、極めて敬意を表したいと思ひますし、大きな期待を込めて見詰めていきたいというふうに考えておるところでもございます。

本年も残すところわずかになりました。各地からの寒さや雪の便りも聞かれます。議員の皆さん方におかれましても、くれぐれもご自愛いただいて、幸せな新年をお迎えいただきますことを祈念しまして、閉会のあいさつといたします。

○議長（金光英晴君） 以上で会議を閉じます。

平成22年第9回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年12月17日

議 長 金 光 英 晴

署 名 議 員 佐 藤 孝

署 名 議 員 松 本 正 勝